

新規部会の設置等について

1 部会の新設

(1) 新設する部会

「いじめ問題再調査部会」

(2) 審議事項

「いじめ防止対策推進法第 30 条 2 項に規定する再調査に関すること」(条例第 2 条第 4 号)

(3) 部会での決議について

教育委員会の附属機関等における調査結果についての再調査であり、その審議内容が専門的、かつ、審議経過及び調査結果についてプライバシーに配慮を要する事案であるため、総会での審議ではなく部会での審議結果をもって子ども子育て会議での決定とする。

2 部会審議事項の変更

(1) 審議事項を変更する部会

放課後児童健全育成事業部会

(2) 変更する審議事項

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準」を「放課後児童健全育成事業に関する事項」に変更する。

(3) 部会の決議について

具体的な調査事案ごとに子ども・子育て会議に諮り定めることとする。

子ども子育て会議の構成及び審議・議決事項一覧

子ども子育て会議

- 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更（「新・さっぽろ子ども未来プラン」）
- 子ども・子育て支援に関する施策の総合的な推進に関する事項 等

認可・確認部会

- * ① 子ども・子育て支援法に基づく確認
- * ② 幼保連携型認定こども園の認可等
- ③ 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準
- ④ 地域型保育事業の設備及び運営の基準
- ⑤ 施設型給付を受ける施設等の運営の基準
- ⑥ 保育所の設備及び運営の基準
- * ⑦ 保育所・地域型保育事業の認可等
- * ⑧ 児童福祉施設（保育所等に限る）の整備計画の承認
- ⑨ 児童福祉施設（保育所等に限る）の事業の停止等

放課後児童健全育成事業部会

- ④ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準
- ① 放課後児童健全育成事業に関する事項（変更）

児童福祉部会

- ① 児童福祉に関する事項の調査審議
- * ② 児童福祉施設(保育所等以外)の整備計画の承認
- ③ 出版物等の推薦又は出版社等への勧告
- ④ 児童福祉施設(保育所等以外)の事業の停止等
- ⑤ 母子家庭等の福祉に関する事項の調査審議
- * ⑥ 母子父子寡婦福祉資金の貸付の取消
- ⑦ 母子保健に関する事項の調査審議
- * ⑧ 里親の認定

処遇部会

- * ① 児童の措置等
- * ② 児童の一時保護

（新設）いじめ問題再調査部会

- * ① いじめによる重大事態に関する調査についての再調査等

※ 「*」は、部会の決議が「札幌市子ども・子育て会議」の決議となる事項